

日本の防衛オピニオン

第17回

防衛問題特別取材班

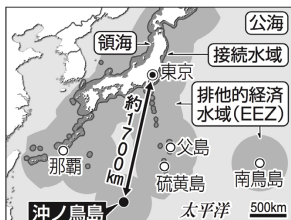
広大な EEZ 有す沖ノ鳥「島」を守れ！

シリーズ

日本が危ない！

仲裁裁判所判決「飛び火」 「岩」に降格の危機

南シナ海のほぼ全域は管轄下にあるとする中国の主張は国連海洋法条約違反だとしてフィリピンが提訴し、オランダ・ハーグの常設仲裁裁判所が7月12日に公表した判決が日本政府関係者の間で波紋を呼んでいる。中国が独自に設定し権益を主張する南シナ海の「九段線」を「法的根拠なし」と全面否定した一方で、中国が実効支配する各礁を含め、スプラトリー(中国名・南沙)諸島の岩礁はすべて「島」



ではなく、200カイリの排他的経済水域(EEZ)のない「岩」、または高潮時には水没し、12カイリの領海も発生しない「低潮高地」と認定し、台湾が実効支配する太平島も「岩」とみなされた。この判決が「飛び火」すれば、日本の沖ノ鳥島(東京都小笠原村)も「岩」だとの疑念が国際的に浮上しかねないからだ。

中国は沖ノ鳥島のEEZを否定するには今回の判決を受け入れる必要があるため、沖ノ鳥島そのものがすぐには日中の火種にはならないだろう。親日派の台湾の蔡英文総統も、現時点で日本と沖ノ鳥島を争う様子はない。それでも今後、中国の高圧的な海洋進出が続けば、沖ノ鳥島をめぐる日中が衝突する可能性は十分にある。日本政府に打つ手はあるのか。

海拔 70cm の小島を巨費で補修 日本全土面積以上の EEZ 権利

沖ノ鳥島は北緯20度25分、東経136度04分に位置し、東京から1700km離れた日本最南端の島だ。島は東西に約4.5km、

南北に約1.7km、周辺約11kmの、ナスを横にした形のようなサンゴ礁島で、日本の国土面積約38万km²を上回る約40万km²のEEZを有する。しかし、満潮時でも海面に残るのは海拔約70cmの「北小島」と「東小島」の2つのみだ。

厳しい気象条件の下、水没の可能性があったため、政府は昭和162年度から、チタン製のワイヤーメッシュの防護工を設けるなど保全対策に着手。2つの島を合計しても面積が4畳半程度のサンゴ礁をそれぞれ、護岸コンクリートで囲み、雨風などで浸食が進まないようにした。ただ、太平洋上で発生する台風も多くは沖ノ鳥島近海を通過、北上する。台風が通過する際には約20mの波が小島を襲う。

政府は現在、春と秋の年2回、計数億円をかけて剥離やひび割れの補修などコンクリートの激しい劣化を食い止める補修工事を行っている。また、保全拠点の建て替え工事に130億円をかけたほか、領海やEEZの起点である低潮線保全法施行を受け、平成23年度から資源調査・開発のために約160mの岩壁建設を開始。29年度に完成予定で、総額750億円を投じている。それでも、沖ノ鳥島が水没の危機にある状態は変わらないのだ。

人間が居住するにはあまりに小さく、過酷な環境にある孤島を日本が守る理由はどこにあるのか。

1920年代から日本統治領 日本にもたらす国益莫大

沖ノ鳥島を最初に見出したのは、16世紀のスペイン人だとされるが、当時はEEZという概念が存在していなかったため、活用の余地が極めて限られた。このためこの小さなサンゴ礁の領有権を主張する国はなかった。日本政府との関わりは、1920年代、ドイツが統治していた南洋諸島が国際連盟によって日本の委任統治領になってからだ。1931(昭和6)年、日本は「沖ノ鳥島」と命名し、東京府小笠原支庁に編入し、領有を開始した。第二次世界大戦後、同島はサンフランシスコ条約により米国の統治下に置かれたものの、1968(同43)年、小笠原返還協定により米国から日本に返還された。沖ノ鳥島の領有に対する日本政府の公式見解は「わが国は1931年の内務省告示以来、現在に至るまで、有効に支配してきた」としている。

小さな沖ノ鳥島だが、日本にもたらす利益は大きい。周辺海域はカツオやマグロなどの回遊経路で豊富な水産資源を持つ。海底にはメタンハイドレートや銅など鉱物資源の存在が期待されているなど、経済的な権益確保は極めて重要な。海上輸送路としての確保も不可欠。台湾で有事が発生した場合、中東から南シナ海経由での石油の輸送など、船舶の航行が制限されるなどの懸念があるが、南シナ海を迂回するルートとして沖ノ鳥島の戦略的価値は高まる。



※写真＝2014年3月30日に建設中の橋樑の転覆事故で死者、行方不明者が出た沖ノ鳥島橋樑事故で、海上保安庁の災害派遣要請により出動した海上自衛隊のUS-2飛行艇。海保特殊救難隊員、潜水具などを沖ノ鳥島近傍の海上まで輸送した(提供:海上自衛隊)



※写真＝国は沖ノ鳥島の維持管理に総額750億円を投じる。資源的、戦略的価値は高く、「島」を守ることが国益を守ることにつながる。

2000年代から中国が横槍 領海通過や軍事演習で牽制

1990年代までは沖ノ鳥島の日本の領有権に異議を唱えた国はなかったが、2000年代になると、中国が同島周辺の日本のEEZの設定に疑義を唱え始めた。国連海洋法条約では、EEZ内での海洋科学調査には沿岸国の同意が必要だが、中国は2001年ごろから日本の了解なく、日本のEEZ内で海洋調査船による調査を実施した。03～04年の日中二国間協議で、中国は沖ノ鳥島が日本固有の領土であり、12カイリの領海を持つことを認める一方、同島は「岩」だとして、EEZと大陸棚は持たないと主張した。

さらに、2010年4月、中国海軍の艦隊10隻が沖ノ鳥島と宮古島間の海域を通過し、沖ノ鳥島西方海域で大規模な軍事演習を実施した。翌年6月には東日本大震災に伴う福島第1原発事故による放射性物質の影響調査の名目で海洋調査船を沖ノ鳥島周辺に派遣。同時期に中国海軍の艦艇11隻が沖ノ鳥島南西450キロの海域で射撃訓練や無人航空機の訓練などを行うなど、日本へのけん制を強めている。

中国、軍事的に沖ノ鳥島重視 台湾有事の米空母接近阻止へ

沖ノ鳥島周辺の海底は深さ3000m以上あり、資源開発は容易ではない。中国が同島への関心を強めているのは主に安全保障上の理由からだ。中国は国家戦略としてアジア太平洋地域での勢力拡大を目指している。日本の本州から沖縄、南シナ海を結ぶ「第1列島線」で日本海、東シナ海、南シナ海の制覇を狙うと同時に、小笠原諸島からグアム、豪州沿岸に至る「第2列島線」を設定し、太平洋の西側を中国海軍が自由に航行できる状況を作り出そうとしている。

中国の最大の狙いは台湾有事の際に米海軍空母の接近を阻止することだ。沖ノ鳥島は、第1列島線と第2列島線のほぼ中間地点に位置している。潜水艦など海軍の任務遂行に不可欠な海底の地形や水質調査など、中国は同島を重視している。東南アジア諸国を巻き込んだ海洋紛争に発展している南シナ海と同様、沖ノ鳥島をめぐる日中の緊張が高まるとすれば、中国の軍事的野心が原因に他ならない。

7月の仲裁裁判所の判決の影響が沖ノ鳥島に及ぶのを日本政府が懸念するのは、国連海洋法条約が規定する「島」と「岩」をめぐる「グレーゾーン」を、判決が塗り替えてしまったかもしれないためだ。沖ノ鳥島の「島」としての法的根拠を争えば、日本が不利になる可能性が強まっているのだ。

仲裁裁判所、太平島「岩」認定 世界の「島」が「岩」の可能性

「海の憲法」ともいわれる国連海洋法条約の121条の1項は、島の定義を「自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるもの」と定めて

いる。同条2項では、島についても他の領土と同様、領海、接続水域、EEZおよび大陸棚が与えられるとしている。

問題は、2項が「3項の場合を除き」と条件つきである点だ。3項は「人間の居住または独自の経済的生活を維持することのできない岩は、EEZまたは大陸棚を有しない」としている。沖ノ鳥島はサンゴ礁の固まりであり、人工的に造成したものではない。護岸工事はあくまで自然界のサンゴ礁でできた2つの島を守るための措置だ。日本は現在も「沖ノ鳥島は1項の島としての基準を満たしている」(外務省国際法局海洋法室)との公式見解を維持している。

これに対し、中国は沖ノ鳥島を3項の「岩」に該当するとの立場だ。ただ、国連海洋法条約は「島」と区別する形で「岩」に言及はしているが、「岩」そのものの定義はいまいなこともあり、沖ノ鳥島をめぐる日中は大きな対立には至らなかった。

だが、7月の仲裁裁判所の判決は、台湾が長年実効支配し、人間の居住が可能で、農作物を育てることができるなどと主張し、沿岸警備隊など約200人が住む太平島さえも「岩」とし、「島」であると認めなかったことで、世界各国の「島」に対する領有権に注目が再び高まっている。

法務省幹部は「相当路み込んだ判決だ。判決の経緯やフィリピン側の狙いなど詳細な分析が必要だ」とした上で、「島の解釈が玉虫色の国連海洋法条約よりも、海洋紛争の新たな判例として、国際司法が今後、この判決を重視する可能性は高い」と指摘する。

国民の無関心が国益損なう 中国対抗へ海洋政策本腰を

日本は南シナ海での海洋進出を強行する中国に対抗するため、国際会議などで法の支配を重視する姿勢を打ち出し、中国に対し仲裁裁判所の判決に従うよう求めている。だが、外務省幹部は「沖ノ鳥島を『島』と主張しながら、判決に従えと中国に迫るのは苦しい」と打ち明ける。

実際、仲裁裁判所の判決以前から懸念すべき兆候も出ている。国連の大陸棚限界委員会は2012(平成24)年、沖ノ鳥島の北方など太平洋の4海域約31万km²を新たに日本の大陸棚として認める勧告を採択。EEZの外側にあるメタンハイドレートなど海底資源の探掘権を主張できる範囲が広がったが、日本が申請していた一部海域は、沖ノ鳥島を「岩」とする中国と韓国申し立てを受け、採択が見送られている。

政府関係者は仲裁裁判所の判決を受け「沖ノ鳥島を『島』だと主張するのは不可能に近い」と話し、「だからこそ冷静で毅然とした外交手腕が不可欠だ」と強調する。沖ノ鳥島の保全管理を行う国土交通省によると、平成17年の石原慎太郎東京都知事(当時)の上陸だけで、日本の国会議員は沖ノ鳥島を訪問したことがない。国民の関心の低さが中国につけいる隙を与え、日本の対応が後手に回れば、国益を損なう懸念は増すばかりだ。有人無人の離島を数多く抱える日本は、アジア太平洋の海を自国の配下におさめようとする中国と対抗するためにも、海洋政策に本腰を入れる必要がある。